

2020 年 6 月 26 日

監査報告書

学校法人瓜生山学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

監事 志村 文衛

監事 吹矢 洋一

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき、学校法人瓜生山学園の 2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会、常任理事会及びその他必要と思われる会議に出席したほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに主要な関係部署において業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。

また、EY 新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査に関する報告及び説明を受け、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等）につき検討を加えました。

さらに、内部監査室から内部監査についての報告及び説明を受けました。

2 監査の結果

（1）財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と一致し、法令及び寄附行為等に従い、収支状況及び財産状況を正しく表示しているものと認めます。

（2）学校法人瓜生山学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令若しくは寄附行為等に違反する重大な事実は認められません。

以上